

委員会ウェブサイトの改善

【主な変更点】

① 情報の探しやすさ、サイトの使いやすさを改善
(紛争処理事例集の内容別一覧の追加等)

② 内容の追加
(Q&Aや相談事例の項目追加)

③ アクセシビリティの向上
(読み上げソフト対応、文字サイズの変更機能の追加)

【トップページ】

Telecommunications Business Dispute Settlement Commission
TBDS 電気通信事業紛争処理委員会

English サイトマップ 支援ツールについて

検索



総務省

電気通信事業者間のトラブルや無線局の開設等に伴う混信防止に関するトラブルの解決をお手伝いします。

ご利用案内

- ▶ 電気通信事業者 相談窓口
- ▶ あっせん・仲裁 接続等/無線局開設等
- ▶ よくある質問
- ▶ 委員会パンフレット
- ▶ 紛争処理マニュアル

お知らせ

- ▶ 報道発表
- ▶ 次回委員会公開のご案内

委員会の概要

- ▶ 委員会の組織・機能・役割等
- ▶ 委員・特別委員・事務局
- ▶ 連絡先・所在地・交通

活動状況/紛争処理事例

- ▶ これまでの開催 (議事概要・議事録・会議資料)
- ▶ 紛争処理件数・内訳
- ▶ 主な紛争処理事例
- ▶ 紛争処理事例集 (あっせん・仲裁/ 答申/ 勧告) 【内容別一覧】
- ▶ 年次報告

資料集

- ▶ 関係法令
- ▶ 競争ルール
- ▶ 調査報告書・用語集等

リンク

- ▶ 総務省トップページ
- ▶ 情報通信政策ポータル
- ▶ テレコム競争政策ポータル
- ▶ 電波利用ホームページ
- ▶ その他リンク

Consulting

まずは、相談を 相談は無料です お気軽に!

『電気通信事業者』相談窓口

TEL: 03-5253-5500
FAX: 03-5253-5197

e-mail: soudan@ml.soumu.go.jp

連絡先・所在地 ▶ 詳細へ▶

Dispute Settlement

迅速に紛争を解決します

あっせんや仲裁により、これまで、平均1ヶ月半で紛争を処理、約6割の紛争を解決しています。

電気通信設備の接続等に関する
あっせん・仲裁 ▶

無線局開設等に伴う混信防止に関する
あっせん・仲裁 ▶

★ 一般の方の電話やインターネットに関する相談・苦情はこちらに→電気通信サービスに関するご相談

新着情報

▶ 以前の情報

- 21年2月12日 【お知らせ】「諸外国(EU、英、仏、米、韓)における電気通信事業者間の紛争処理の状況」調査報告書を掲載しました。(PDF:992KB)
- 21年1月29日 【お知らせ】第94回委員会(21年1月26日開催)の議事概要及び会議資料を掲載しました。
- 21年1月20日 【お知らせ】1月26日に開催する次回委員会公開のご案内を掲載しました。
- 21年1月20日 【お知らせ】第92回委員会(20年10月31日開催)の議事録を掲載しました。(PDF:87KB)
- 20年12月2日 【お知らせ】第93回委員会(20年11月28日開催)の議事概要を掲載しました。
- 20年11月27日 【お知らせ】**電気通信事業紛争処理マニュアルを改訂(第8版:平成20年11月)しました。**
- 20年11月12日 【お知らせ】第92回委員会(20年10月31日開催)の議事概要及び会議資料を掲載しました。
- 20年10月27日 【お知らせ】10月31日に開催する次回委員会公開のご案内を掲載しました。
- 20年10月27日 【お知らせ】英語版委員会ウェブサイトの内容を充実しました。
- 20年9月30日 【お知らせ】電気通信の現状(20年9月版)を掲載しました。
- 20年9月25日 【お知らせ】第90回委員会(20年6月17日開催)の議事録を掲載しました。(PDF:251KB)
- 20年9月10日 【お知らせ】電気通信事業紛争処理委員会の概要(9月版)を掲載しました。(PDF:895KB)
- 20年8月1日 【お知らせ】第91回委員会(20年7月29日開催)の議事概要を掲載しました。
- 20年7月17日 【お知らせ】第89回委員会(20年4月25日開催)の議事録を掲載しました。(PDF:357KB)

次回委員会の公開のご案内

▶ 傍聴のお申し込み

会議	日時	会議室	議題(予定)
〈次回開催予定が決まりましたら、掲載いたします。〉			

委員会パンフレット

紛争処理マニュアル

用語集(PDF:304KB)

委員会の概要(PDF:896KB)



総務省の情報通信政策に関するポータルサイト

テレコム競争政策ポータルサイト
Telecom Competition Policy portal Site

電波利用ホームページ

▶ 事務局へのお問い合わせ・ご意見

▶ リンク・著作権等について

電気通信事業者間のトラブル相談 03-5253-5500

相談窓口▶

Copyright © 2009 Telecommunications Business Dispute Settlement Commission. All Rights Reserved.

(平成21年4月1日現在)

1 あっせん 48件

(あっせん及び仲裁の平均処理期間約44日)

- 「接続に係る費用負担」に関する件(34件)
- 「接続の諾否」に関する件(3件)
- 「接続協定の細目」に関する件(2件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件(1件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件(4件)
- 「設備の利用・運用」に関する件(3件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件(1件)

2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は実行されず、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件(2件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件(1件)

3 諮問・答申 6件

(諮問から答申まで平均約33日)

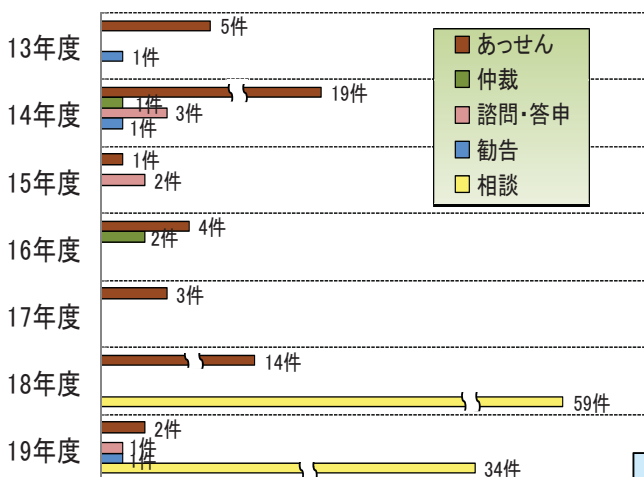
- 業務改善命令(2件)
- 土地等の使用に関する認可(1件)
- MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定(1件)
- 料金設定権に関する裁定(1件)
- 接続に関する協議再開命令(1件)

4 勧告 3件

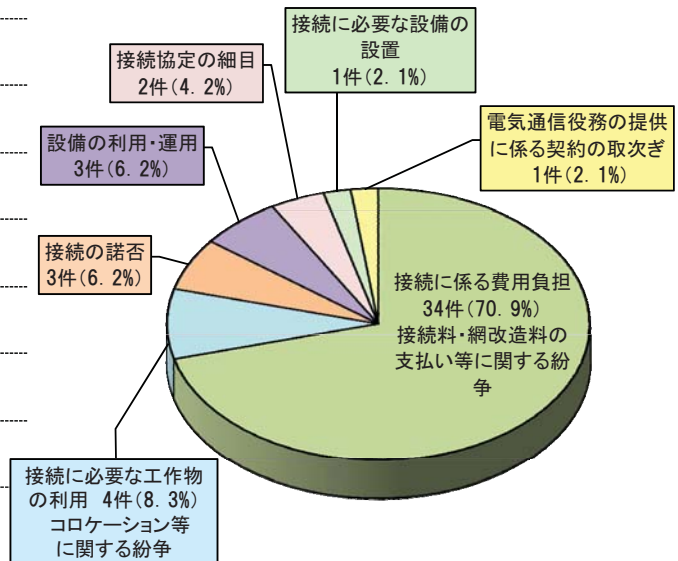
- コロケーションのルール改善に向けた勧告(1件)
- 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告(1件)
- 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告(1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳

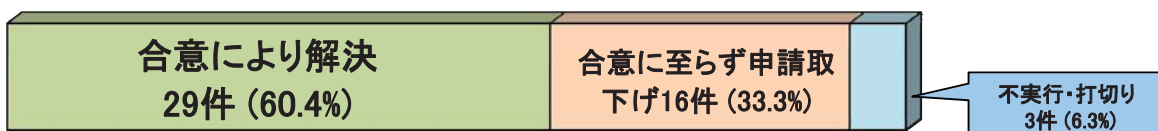
1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果



(注)「合意により解決」は、あっせんにより解決した終結事件26件及びあっせん実行前に当事者間で合意により解決し、申請が取り下げられた事件3件の合計。
「合意に至らず申請取下げ」は、あっせん開始後に申請が取り下げられた事件を集計。

A D Rの利用促進や紛争解決の実効性を確保する上で参考となる制度の例

1 A D Rの利用を参入要件とするもの

○金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 A D R）のあり方について（平成 20 年 12 月金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合）

3. 金融分野における裁判外の紛争解決のあり方

（8）行政庁の関与

金融 A D R の中立性・公正性及び実効性を確保するため、金融機関及び金融 A D R 機関に対する行政庁の一定の権限を設け、行政庁の検査・監督等を含めた関与を可能とすることが適当である。

また、金融 A D R の実効性の確保のためには、金融 A D R 機関が設立されている業態においては、その利用を業への参入の要件とすることが望ましい。

2 法令、ガイドライン等で A D R による紛争の解決方法について規定しているもの

○電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

（第一種指定電気通信設備との接続）

第三十三条 （略）

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第一種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額（以下この条において「接続料」という。）及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件（以下「接続条件」という。）について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 （略）

4 総務大臣は、第二項（第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ～ニ （略）

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二～四 （略）

5～18 （略）

（第二種指定電気通信設備との接続）

第三十四条 （略）

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）

を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

○電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 （略）

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七 （略）

八 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

九～十一 （略）

3 （略）

（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出）

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

一～十 （略）

十一 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

○第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款（NTT 東西）

第14章の2 あっせん又は仲裁による解決

（あっせん又は仲裁による解決）

第95条の6 当社又は協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）は、他方の事業者との間の協議が調わない場合においては、事業法第154条若しくは同法第157条のあっせん、同法第155条若しくは同法第157条の仲裁その他適切な方法によりその解決を図ることができます。

2 当社又は協定事業者は、他方の事業者から委員会に対して事業法第155条第1項又は同法第157条第3項の仲裁の申請がなされた場合は、当該他方の事業者から仲裁の申請があった旨の通知が委員会から当社又は協定事業者者に到達した日から1週間以内に、当該他方の事業者に対してこれに係る申請書を提出するか否かの通知を行うものとします。また、その申請の内容に関して仲裁の申請をしようとするときは、2週間以内に申請を行うものとします。

○第二種指定電気通信設備との接続に係る契約約款（NTT ドコモ）

(協議が調わない場合の取扱い)

第86条 当社及び接続申込者は、協議が調わない場合においては、事業法第154条第1項若しくは同法第157条第1項に規定するあっせん又は同法第155条第1項若しくは同法第157条第3項に規定する仲裁によりその解決を図ることができるものとします。

2 当社は、前項の場合において、接続申込者が事業法第155条第1項若しくは第157条第3項に規定する仲裁の申請を申し入れた場合には、合理的な理由がある場合に限り、その申請に同意することとします。

(注) KDDI及び沖縄セルラーの接続約款においても同様の既定が設けられている。

○建設業法（昭和24年法律第100号）

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～十三 (略)

十四 契約に関する紛争の解決方法

2及び3 (略)

【参考：公共工事標準請負契約約款（昭和25年中央建設業審議会作成）】

第五十二条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 (略)

○電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（総務省・公正取引委員会 最終改正 平成20年8月）

IV 報告・相談、意見申出等への対応体制

第1 違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等
(略)

また、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る契約・協定の締結に関する争いについては、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん又は仲裁を求めることができる旨規定されている（同法第154条～第159条）

(略)

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成14年6月総務省）

2 電気通信事業法に係る事項

(8)協議が調わなかった場合の手続

2) 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

MVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約の締結若しくは接続を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、電気通信事業紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第154条）。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、MVNO及びMNOは、双方で合意の上で、電気通信事業紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第155条）。

○電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン（平成18年12月総務省）

3 その他

事業者間の協議が調わなかった場合等における紛争解決の手段としては、総務大臣による裁定等（上記1④～⑥を参照）のほか、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん又は仲裁の申請をすることができる（事業法第154条～第157条関連）。

3 法令等で当事者間の誠実協議義務を課しているもの

○無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）
（妨害の防止の協議）

第四条の二 無線局の免許人等は、法第二十七条の三十五第一項に規定する協議の申入れがあつたときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。

○有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン（平成20年4月）

1 協議の原則

(2) 当事者は、法令を遵守し、互いに誠意をもって協議を行わなければならない。

○英国ロイヤルメールに対する免許状（2001年3月21日交付（最終改正2006年5月25日））

第9条 免許人が保有する郵便施設へのアクセス

郵便事業者等である者が、免許人の郵便施設の利用を申請した場合は、免許人は、申請者利用の条件に関し、申請者と合意するべく誠実に協議しなければならない。

【参考：原文】

Condition 9: Access to the Licensee's postal facilities

If any person who is a postal operator or user applies for access to the Licensee's postal facilities the Licensee shall
(a) negotiate with that person in good faith with a view to agreeing with him terms for such access, and (以下略)

4 ADRによる紛争解決の強制力を増しているもの

○公害紛争処理法（昭和54年法律第108号）

（調停案の受諾の勧告）

第三十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、三十日以上期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2及び3 （略）

（調停案の公表）

第三十四条の二 調停委員会は、前条第一項による勧告をした場合において、相当と認めるときは、第三十七条の規定にかかわらず、理由を付して、当該調停案を公表することができる。

（手続の非公開）

第三十七条 調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。

○金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

（認可協会によるあつせん）

第七十七条の二 協会員又は金融商品仲介業者の行う有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、認可協会に申し立て、あつせんを求めることができる。

2 （略）

3 あつせん委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、適当と認めたときは、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、その受諾を勧告することができる。

4 （略）

5 協会員又は金融商品仲介業者は、第三項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

6～8 （略）

○金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について（平成20年12月金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合）

3. 金融分野における裁判外の紛争解決のあり方

（7）金融ADRに関する金融機関の義務

金融ADRの実効性を確保し、利用者保護の充実を図るため、金融ADR機関が設立されている場合には、業界団体・自主規制機関等と加盟・加入事業者との関係に留

意しつつ、金融 ADR 機関の対象範囲内にある金融機関は、紛争解決等に関して利用者から求められた場合、行政庁が指定等を行ったいずれかの ADR 機関を利用しなければならないとするなど、金融 ADR 機関と金融機関との一定の関係を規律することが適当である。また、紛争解決にあたって、金融機関に金融 ADR 機関に対する手続応諾義務、事情説明・資料提出義務、結果尊重義務等を課することが適当である。

ただし、手続応諾義務や結果尊重義務については、金融 ADR の実効性確保のため重要である一方、憲法上の権利である裁判を受ける権利についても十分に配慮する必要がある。

時効の中断及び訴訟手続の中止に関する参照条文

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）

第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例

（時効の中断）

第二十五条 認証紛争解決手続によつては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2及び3 （略）

（訴訟手続の中止）

第二十六条 紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において認証紛争解決手続が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、当該紛争の当事者間に認証紛争解決手続によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2及び3 （略）

○建設業法（昭和24年法律第100号）

（時効の中断）

第二十五条の十六 前条第一項の規定によりあつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から一月以内にあつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟手続の中止）

第二十五条の十七 紛争について当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、当事者間において審査会によるあつせん又は調停が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、当事者間に審査会によるあつせん又は調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2及び3 （略）

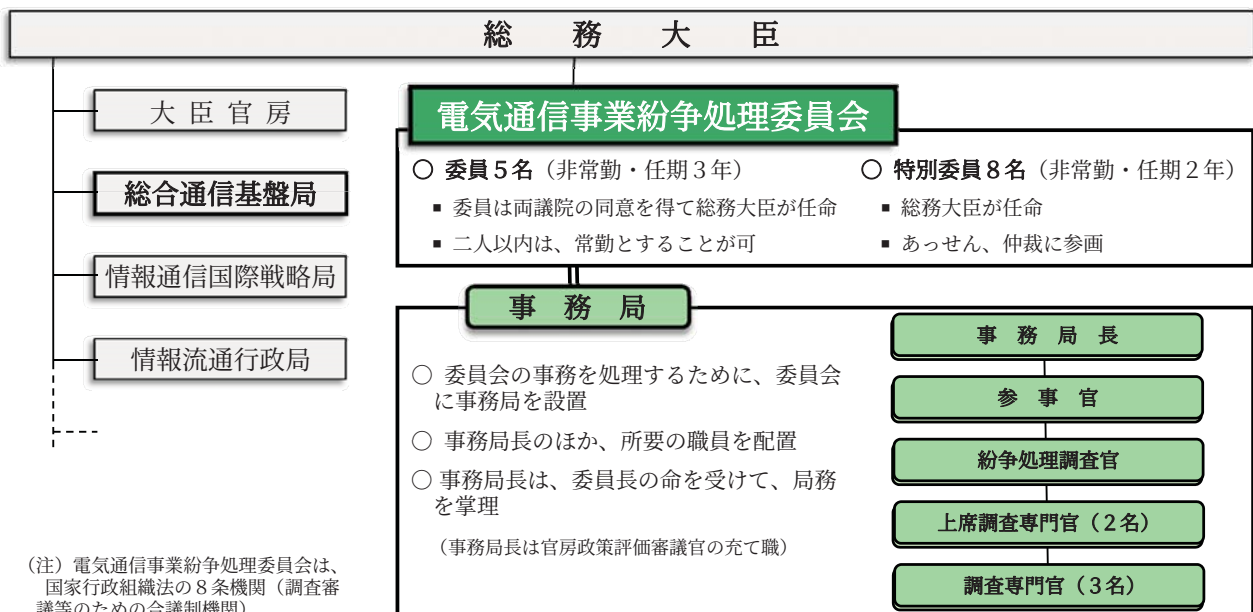
電気通信事業紛争処理委員会の概要

平成21年3月 電気通信事業紛争処理委員会 事務局

1. 電気通信事業紛争処理委員会の設置・組織

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置

- ・背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
- ・電気通信事業の競争ルール整備を担当する総合通信基盤局から独立した事務局を設けて専門性を確保する一方で、勧告制度等を通じて競争ルールの整備と紛争処理の連携を図っている。
- ・平成20年4月1日より、無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁手続を開始した。



(注) 電気通信事業紛争処理委員会は、国家行政組織法の8条機関（調査審議等のための合議制機関）。
根拠法は、電気通信事業法。

2-1. 委員の名簿

2

【委員】法律、経済・会計、通信工学等の有識者、任期3年

※年齢は21年3月1日現在

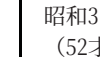
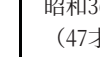
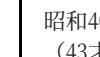
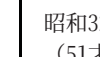
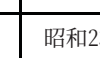
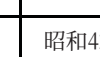
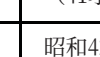
氏名	経歴・現職	任命日	任期満了日
たつおか すけあき 龍岡 資晃 (委員長) 	昭和16年9月28日 (67才) 平成15年 1月 広島高等裁判所長官 17年 5月 福岡高等裁判所長官 19年 4月 学習院大学専門職大学院法務研究科(法科大学院)教授(現職) ※平成19年 6月より電気通信事業紛争処理委員会委員に就任	平成19年 11月30日 (再任)	平成22年 11月29日
さかにわ こういち 坂庭 好一 (委員長代理) 	昭和23年8月3日 (60才) 昭和58年 4月 東京工業大学工学部助教授 平成 3年 6月 東京工業大学工学部教授 12年 4月 東京工業大学大学院理工学研究科教授(現職)	平成19年 11月30日 (新任)	平成22年 11月29日
おばた ひろし 尾畑 裕 	昭和33年8月4日 (50才) 平成 3年 4月 一橋大学商学部助教授 11年 5月 一橋大学商学部教授 12年 4月 一橋大学大学院商学研究科教授(現職) ※平成15年 1月～19年11月の間、電気通信事業紛争処理委員会特別委員	平成19年 11月30日 (新任)	平成22年 11月29日
とみさわ このみ 富沢 木実 	昭和22年4月30日 (61才) 昭和43年 4月 日本長期信用銀行入行 平成 2年 5月 長銀総合研究所産業調査部主任研究員 13年 4月 道都大学経営学部教授 18年 4月 法政大学大学院政策科学研究科客員教授(現職) ※平成13年11月より、電気通信事業紛争処理委員会委員に就任	平成19年 11月30日 (再任)	平成22年 11月29日
ふちがみ れいこ 渕上 玲子 	昭和29年8月2日 (54才) 昭和58年 4月 弁護士登録(現職)	平成19年 11月30日 (新任)	平成22年 11月29日

2-2. 特別委員の名簿

3

【特別委員】あっせん手続への参与等を行わせるために、総務大臣が任命する者、任期2年

※年齢は21年3月1日現在

氏名	生年 (年齢)	現職	任命日	任期 満了日
おの たけみ 小野 武美 	昭和31年 (52才)	平成 9年 4月 東京経済大学経営学部教授(現職)	平成19年11月30日 (新任)	平成21年 11月29日
しらい ひろし 白井 宏 	昭和33年 (50才)	平成10年 4月 中央大学理工学部教授(現職)	平成19年11月30日 (新任)	平成21年 11月29日
せざき かおる 瀬崎 薫 	昭和36年 (47才)	平成19年 4月 東京大学空間情報科学研究センター准教授(現職) ※平成13年11月より、当委員会特別委員に就任	平成19年11月30日 (再任)	平成21年 11月29日
てらざわ ゆきひろ 寺澤 幸裕 	昭和40年 (43才)	平成 5年 4月 弁護士登録(現職)	平成19年11月30日 (新任)	平成21年 11月29日
はせべ ゆきこ 長谷部 由起子 	昭和32年 (51才)	平成16年 4月 学習院大学専門職大学院法務研究科(法科大学院)教授(現職) ※平成13年11月より、当委員会特別委員に就任	平成19年11月30日 (再任)	平成21年 11月29日
ひぐち かずお 樋口 一夫 	昭和23年 (60才)	昭和53年 4月 弁護士登録(現職) ※平成17年11月より、当委員会特別委員に就任	平成19年11月30日 (再任)	平成21年 11月29日
もり ゆみこ 森 由美子 	昭和42年 (41才)	平成20年 4月 関東学園大学経済学部教授(現職)	平成19年11月30日 (新任)	平成21年 11月29日
わかばやし ありさ 若林 亜理砂 	昭和42年 (41才)	平成20年 4月 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授(現職)	平成19年11月30日 (新任)	平成21年 11月29日

あっせん・仲裁

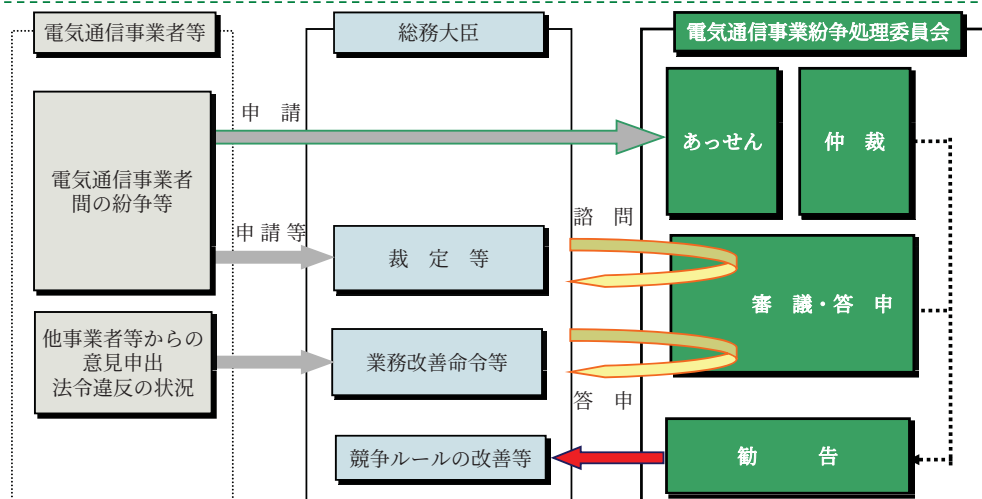
- 電気通信事業者間における接続や無線局の開設等に伴う混信防止等に関する紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施。

諮問に対する審議・答申

- 総務大臣が、①接続協定の細目の裁定、②業務改善命令等の行政処分を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行う。

勸告

- 以上を通じて明らかになった、競争ルールの改善等について、総務大臣に対し勸告。



相談

- 事務局に相談窓口を設け、事業者間のトラブル等の相談に応じている。

(参考) あっせん・仲裁の概要

《あっせん》

あっせん制度は、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るものであり、強制的な効果は有していない。当事者相互の歩み寄りが期待できる軽度の紛争において、自主的な解決に導くことを目指した手続である。

- ・ あっせん委員は、委員会が指名（通例3人程度を指名）。
- ・ あっせん委員はあっせん案を作成し、当事者に提示できる。

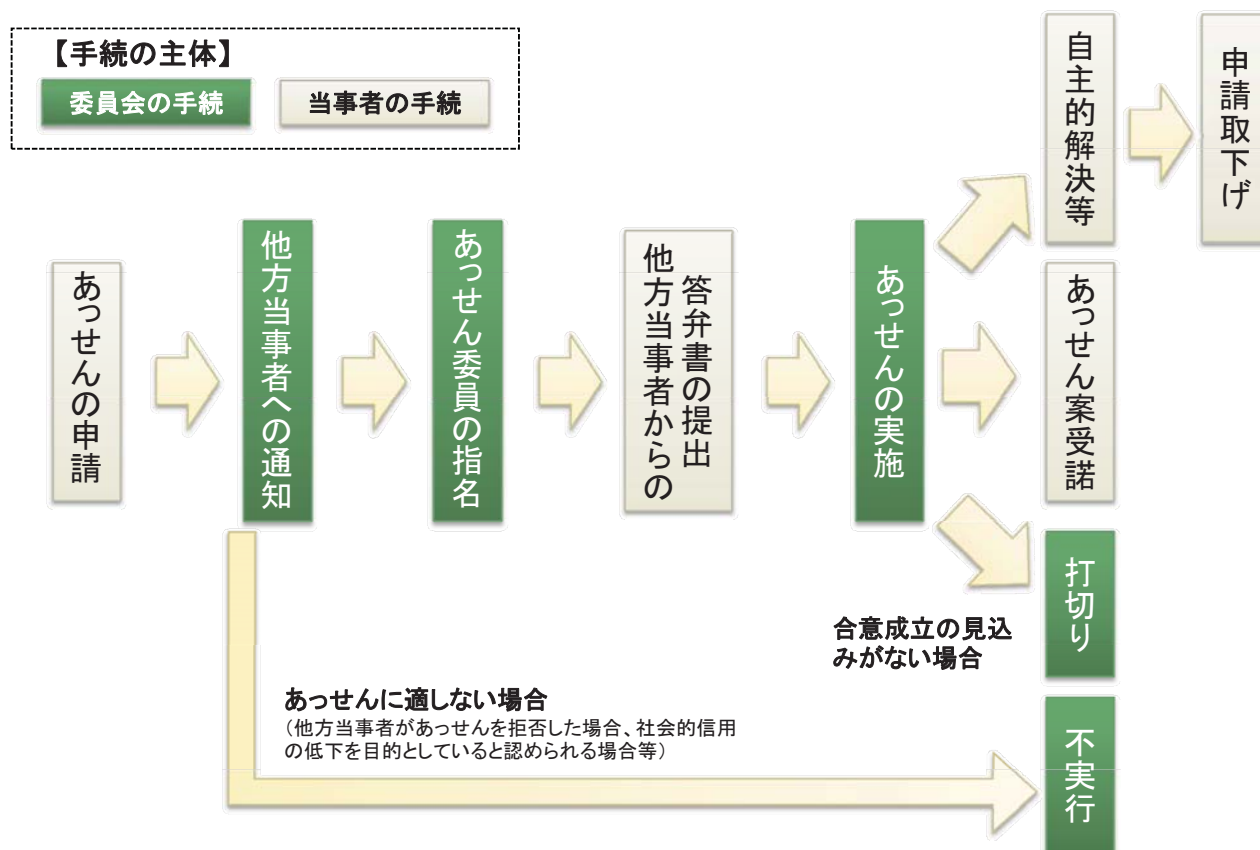
《仲裁》

仲裁制度は、紛争当事者が仲裁委員の行う仲裁判断に服することを合意して行われる紛争解決手段である。当事者は、仲裁判断に不満があっても、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

- ・ 仲裁委員は3人。原則として当事者が合意により選定したものを委員会が指名。
- ・ 仲裁については、仲裁法の規定を準用する。
- ・ 仲裁判断には、当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

《主な対象事例》

- ① 電気通信設備の接続・共用に関する協定（料金、接続条件等）
- ② 卸電気通信役務の提供に関する契約（料金、提供条件等）
- ③ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための協定・契約（金額、条件等）
 - ・ 接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物・管路等の利用
 - ・ これらの情報の提供
 - ・ 契約の締結の取次や料金回収等の委託 等
- ④ 無線局の混信その他の妨害防止措置に関する契約



(参考) 「電気通信事業者」相談窓口

委員会では、事務局に「電気通信事業者」相談窓口を設け、電気通信事業者間のトラブルや無線局開設時等の混信に関するトラブルについて、幅広く相談に応じています。

◎例えば、こんな時、ご相談下さい。

- ✓ダークファイバや局舎、電柱の利用を断られて、困っている。手続きも簡素化できないか。
- ✓接続料や網改造料の算定方法、精算方法、担保の提供を巡り、相手事業者と協議が整わない。
- ✓無線局を開設するため、既存局と混信防止の協議を行っているが、難航している。
- ✓過去に類似の紛争事例はないか。どのように解決したのか、参考にしたい。
- ✓あっせん申請書の書き方がよく分からない。

◎事務局職員が、関係法令、過去の事例等を踏まえ、手続きの紹介やアドバイスをを行います。

☎ 相談は**無料**ですのでお気軽に ☎

((「電気通信事業者」相談窓口))

【相談専用電話】 **03-5253-5500**

FAX **03-5253-5197**

【相談専用メールアドレス】

e-mail: **soudan@ml.soumu.go.jp**

➤ご相談は、委員会のあっせんや仲裁手続きの利用を前提とするものではありません。協議中のものや今後の対応を決めていない案件についてのご相談下さい。

➤相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

➤当窓口のアドバイスにより、本格的な紛争になる前に解決した例もあります。

4. 委員会による紛争処理等の状況

8

1 あっせん 48件

2 仲裁 3件

3 諮問・答申 6件

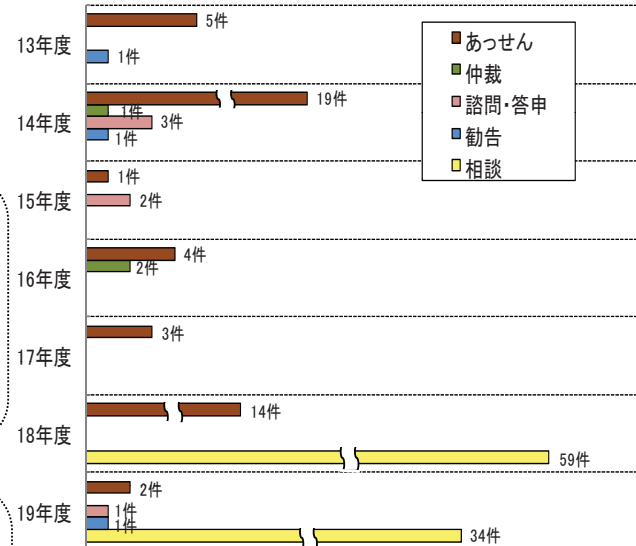
- 業務改善命令（2件）
- 料金設定権に関する裁定（1件）
- 土地等の使用に関する認可（1件）
- 接続に関する協議再開命令（1件）
- MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定（1件）

4 勧告 3件

- コロケーションのルール改善に向けた勧告（1件）
- 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告（1件）
- 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告（1件）

5 相談 年間数十件

【紛争処理等の年度別件数】



（注）相談件数は、18年度以降のもののみ集計。同一案件に係る複数回の相談（電話・メール・来訪等）を含む。

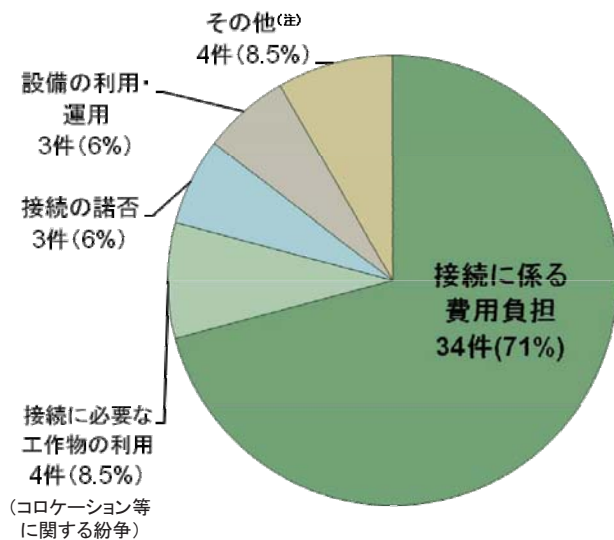
【紛争処理等の処理期間】

- あっせん・仲裁 平均約44日
- 諮問から答申まで 平均約33日

（参考）あっせん（48件）の内訳

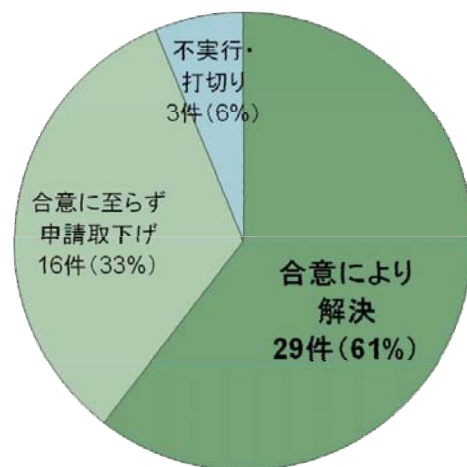
9

1 あっせんの紛争内容



（注）その他の内訳は、接続協定の細目が2件、接続に必要な設備の設置が1件、電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎが1件

2 あっせんの処理結果



（注）「合意により解決」は、あっせんにより解決した終結事件26件及びあっせん実行前に当事者間で合意により解決し、申請が取り下げられた事件3件の合計。
「合意に至らず申請取下げ」は、あっせん開始後に申請が取り下げられた事件を集計。

1 専門性を活かした迅速な紛争解決

紛争解決に要する時間：平均約1か月半（2週間～8か月）
→費用・時間面で当事者の負担軽減、早期サービス開始による利用者利便向上

【参考】 総合規制改革会議 14年度中間とりまとめ（平成14年7月23日）

第3章 1. (3) 2) 専門的機関の整備

1. 電気通信事業分野では、平成13年に電気通信事業紛争処理委員会が設置され、専門性及び中立性が確保された体制の下で、迅速な対応がされている。

2 紛争の未然防止

・「電気通信事業者」相談窓口を設けて、本格的に紛争化する前段階においても当事者からの相談に対応（→この段階で解決するケースもある）

・過去の紛争処理事案に関する情報を積極的に公開（ウェブサイト、紛争処理マニュアル）。委員会の紛争処理の前例を事業者が参照することにより、類似多数の紛争の発生を未然に防止

3 セイフティネット機能

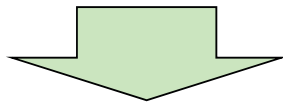
・電気通信事業者は他事業者との協議にあたり、万一、紛争化した場合であっても、委員会という公正中立な第三者機関の場で自己の考え方を主張できる機会が保障されていることで、事業展開に際して安心感を持つことができる。

4 総務大臣への「勧告」を通じた、競争ルールの改善

・ブロードバンドサービスの競争促進、固定発着電話料金の低廉化などに一定の貢献

6. 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の開始

・周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となるおそれがある。



電波法・電気通信事業法の一部改正 （平成20年4月1日施行）

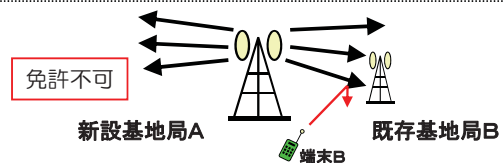
- 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- 委員会では、「無線局紛争処理マニュアル」及びパンフレットを作成・配布し、新しい制度の周知を実施。

【あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局】

- ・ 電気通信業務の用に供する無線局
- ・ 放送の業務の用に供する無線局
- ・ 地方公共団体の防災行政事務等の用に供する無線局
- ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
- ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
- ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局

以前の状態

新設基地局Aの発射電波が、既存基地局Bの通信を妨害
→ Aの開設は不可。

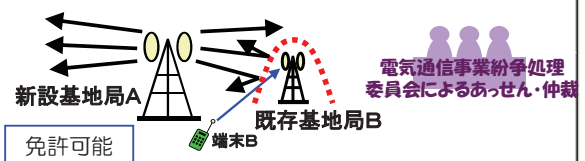


新制度

電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、Aからの妨害がないよう、Bを改造。

→ Aの開設が可能。

☆A、B共に、電波の利用が可能。



※無線局間の調整における主な論点

- ・ 干渉許容レベルについての認識差の調整
- ・ 妨害回避策の選定（出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等）
- ・ 上記回避策のための費用の負担方法の決定

1 紛争処理に係る情報収集等の強化

今後、次世代ネットワーク(NGN)の構築、無線ブロードバンド事業者やMVNOの参入などを背景として、新たな紛争の発生が想定される。

⇒情報通信の専門家等との意見交換、施設見学、諸外国の調査、基礎資料整備の強化

2 委員会の認知度・利便性の向上

⇒ウェブサイトの刷新(H20.4)、パンフレットの新規作成(H20.2,H20.6)

電気通信事業者等へのアンケート・ヒアリング実施(H19.12～H20.2)

事業者団体等への周知活動、地方における紛争処理の相談会の強化

3 委員会の知見の情報発信の強化(競争ルールへのフィードバック)

⇒適切に「勧告」を実施(H19.11)

総務大臣への年次報告書の充実(H20.4)

4 紛争処理機能の強化・制度整備への対応

⇒無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の周知(H20.4～)

有識者、総務省関係部局等との意見交換

《参考》 総務省「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月19日策定、平成19年10月23日改訂)

「電気通信事業者とコンテンツプロバイダー等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱うようにするほか、土地等(電柱・管路などを含む)の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。」

※情報通信審議会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」等においても、委員会の業務範囲の拡大について検討している。

紛争処理事例

(参考) 紛争事例(1)NTTの局舎スペース等の利用に関するあっせん¹⁴

■ 概 要

ADSL事業者が、NTT東日本の12のビルにおいて、相互接続点の設置のためのコロケーションスペース、電源等の利用が不可との回答をNTT東日本から受けたことから、それらの利用ができるようあっせんを申請（平成14年2月1日申請）

■ あっせん手続の結果

あっせん対象の12のビルについて、平成14年2月中にADSL事業者による自前工事着工ができるよう双方協力を行うことで、両者が合意

◎ 勸 告（本件の背景として、他の事業者が、既にスペース等を大量に予約していた状況があったことから）

コロケーションについて、現状では接続事業者からの利用請求の先後のみが優先度として考慮されていることを改め、請求の先後に加え、利用の緊急性も優先度として考慮されるように、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において措置が講じられるよう総務省において配意すること。

◎ その後の状況

NTT東西の接続約款が変更され、コロケーションルールが整備された。

(参考) 紛争事例(2) 固定電話と携帯電話の料金設定に関する裁定¹⁵

■ 概 要

固定電話事業者が、固定発携帯着の利用者料金について、固定電話事業者が料金を設定すべきとして、携帯電話事業者に対し接続に関する裁定を総務大臣に申請(平成14年7月18日申請)

■ 諮 問 内 容

携帯電話事業者が利用者料金を設定することが適当

■ 答 申 内 容

固定電話事業者が利用者料金を設定することが適当

◎ 勸 告

上記答申において「接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要」である旨勧告

◎ その後の状況

答申に沿い大臣による裁定が行われた（平成14年11月22日）。また、総合通信基盤局は、研究会を開催し、その報告書を踏まえて、「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」を公表（平成15年6月25日）。

その後、固定発携帯着の料金について、競争が進展し、料金の低廉化が実現。

■ 概 要

ADSL事業者がサービス提供を拡大するため、NTT東・西の局舎間を結ぶ中継ダークファイバとの接続を申請したが、「空き回線がない」という理由で断られたことから、それらの中継ダークファイバの利用ができるようあっせんで申請（平成16年8月31日申請）

■ あっせん手続の結果

両当事者が、以下のあっせん案を受諾し、あっせん終了

- 1) ADSL事業者の質疑に対し、NTT東・西は、客観的に見て納得しうる説明を行うこと。
- 2) NTT東・西は、中継光ファイバの自社利用と他事業者利用申込との同等性の確保を遵守すること。
その際、同等性の確保について、客観的に見て疑念を持たれることのないよう配慮すること。

また、NTT東・西の回線の両端に波長多重装置を設置してADSL事業者に提供することを含め、協議を行うことでも合意

(参考) 紛争事例(4) MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定

■ 概 要

PHSを利用してMVNO事業を行っている事業者が、NTTドコモの携帯電話網（3G）を利用したMVNO事業を行うことを希望したが、NTTドコモとの接続協議が調わないことから、接続協定の細目に係る裁定を総務大臣に申請（平成19年7月9日申請）

■ 諮 問 内 容

本件接続における料金設定は、「エンドエンド料金」としMVNO事業者に利用者料金設定権を認めることが相当。また、料金体系は、帯域幅課金とすることが相当
接続料の金額、開発を要する機能等は、細目協議に至っておらず、裁定を行わない。

■ 答 申 内 容

諮問内容は、概ね適当であるが、帯域幅課金については、ネットワークの輻輳対策について協議が調うことを条件とすることが適当

◎ 勸 告

裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映することのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じること。

◎ その後の状況

答申に沿い大臣による裁定が行われた（平成19年11月30日）。
また、総合通信基盤局では、勧告も踏まえて、MVNOガイドラインの改定に向け、パブリック・コメントを実施し、平成20年5月19日に再改定した。

➤ 電気通信事業紛争処理委員会事務局

「電気通信事業者」相談窓口

〒100-8926

東京都千代田区霞ヶ関2-1-2中央合同庁舎第2号館4階

電話: 03-5253-5500 FAX: 03-5253-5197

e-mail: soudan@ml.soumu.go.jp

- 委員会の詳細は、以下のウェブサイト及びマニュアルにより公表しています。



電気通信事業紛争処理委員会ウェブサイト

(URL: <http://www.soumu.go.jp/hunso/>)



電気通信事業紛争処理マニュアル

無線局紛争処理マニュアル

(ウェブサイトからダウンロード可能です)



各国の電気通信事業者間の紛争処理制度の比較

	英国	仏国	米国 米国 (州内通信)	米国 (州際／国際通信)	韓国
紛争処理機関 紛争処理体制	◎Ofcom ・「競争グループ」が担当 ◎Telecom Adjudicator ◎その他のADR	◎ARCEP ・「法務部」による予審の後、委員会による聴聞会を経て、「決定」により処理の結果を発表。	◎州公益事業委員会	◎連邦通信委員会(FCC) ・委員会の下にある執行局が担当する。 ・公式の苦情申出の手続の時のみ、外部の専門家の証言による助力を得ることがある。	◎放送通信委員会 ・委員会は、委員長を含めて5名の常任委員で構成されている。 ・事務局は利用者ネットワーク局が担当する。 ※2008年2月末の省庁再編で、情報通信部とその内部の通信紛争処理機関の通信委員会(KCC)が廃止され、その業務は全て、新設の大統領直属の放送通信委員会に継承された。
紛争処理体制	・Ofcomによる裁定 ・Telecom Adjudicatorによるfacilitation、ruling又はadjudication ・その他のADR ※紛争処理制度を多様化し、Ofcomによる紛争処理を絞り込み	・ARCEPの決定 ※決定前の予審において、当事者の答弁により合意が成立し、申立てが取り下げられた事例がある。 ※以前は調停制度があったが、2004年に廃止された。	・公益事業委員会による調停 ・公益事業委員会による仲裁	・FCCによる非公式の調停(通信法違反の「公式申立て」の前に行われる) ・FCCによる決定	・放送通信委員会によるあっせん(裁定を行うのに適せず又はその他必要と認めるとき) ・放送通信委員会による裁定
紛争対象事項	(Ofcomによる裁定) ・電子通信ネットワーク、電子通信サービス及び無線スペクトラムに関する紛争 ・競争法又は事前条件に関する苦情(Telecom Adjudicator) ・ローカル・ループ・アンバンドリングに関する紛争(その他のADR) ・一方当事者が支配的事業者でない場合でOfcomが処理を拒絶した場合	・相互接続や施設利用等、事業者間の協定の締結と履行に関する紛争等。	・相互接続、サービス又はネットワーク構成要素に対する接続要請に関する紛争	・通信法違反の行為 ・既存事業者の設備へのアクセス条件等 ・州の公益事業委員会で措置を行わない場合	・設備の提供、相互接続・共用、情報提供等に関する紛争
紛争処理手続	(Ofcom) ①Ofcomが、事業者からの申請を受けて、相手方当事者に当該申請を送付する。 ②受理されたことを申請者に通知し、紛争の範囲を公表する。 ③最初の分析及び当事者との協議を行う。 ④情報を請求する。 ⑤裁定案の準備及び公表。 ⑥10日間のコンサルテーションを行う。 ⑦裁定の最終決定手続及び証拠提出の最終期限となる。 ⑧裁定の最終決定を準備する。 ⑨裁定の最終決定を公表する。	①法務部が、事業者からの申請を受ける。 ②ARCEPが、相手方当事者へ申請書及び添付資料を送付し、相手方当事者が、答弁を提出する。 ③予審手続。 ④申立ての受理の決定 ⑤ARCEP委員による聴聞会 ⑥委員の協議を経て決定	(仲裁) ①公益事業委員会が、仲裁申請を受ける。 ②仲裁申請者が、公益事業委員会に提出した申請書及び関連書類の写しを公益事業委員会がこれを受理する日までに相手方当事者に提出する。 ③公益事業委員会委員長又は指定された者が直ちに仲裁人を任命し、これを両当事者に通知する。 ④相手方当事者が、州委員会が仲裁申請を受理してから25日以内に答弁書及び申請者の要望する追加情報を提出する。	(非公式の調停) ①FCCが、事業者からの情報提供を受ける(FCCは、書面作成を勧める)。 ②FCCが、決定を求める書面の写しを相手方当事者に送付し、書面による回答を求める。 ③両当事者とFCCが会合を行う。 (決定) ①申出書の内容を検証し、「公式申立て」として受理されるための基準を充足しているか検証が行われる。 ②「公式申立て」としての受理が決定されると、申立書の写しを相手方当事者に送付する。 ③相手方当事者が答弁書を提出する。 ④当事者と会合を行う。 ⑤執行局で決定草案を決定する。 ⑥決定草案を委員会において検討する。	(あっせん) 裁定申請を受けたケースのうち、放送通信委員会が裁定に適さないと認めた場合、ケースごとに分科委員会を設けてあっせんをすることができる。 (裁定) ①放送通信委員会が、事業者からの申請を受ける。 ②放送通信委員会が、相手方当事者へ通知し、意見を陳述する機会を付与する。 ③放送通信委員会による意見聴取や鑑定などが行われる場合がある。 ④放送通信委員会が裁定を行う。
裁定・決定等の効力	(Ofcomによる裁定) ・裁定には直接執行力はない。 ・裁定に従わない場合の罰則はない。 ・裁定に不服がある場合、競争委員会の不服申立て機関(Competition Appeal Tribunal)に訴えることができる。 ・不服申立自体にはOfcomの裁定を停止する効力はない。	・決定には直接執行力はないが、従わない場合、制裁手続に移行する。 ・決定の内容に不服がある場合、1ヶ月以内に取消・変更を求めるか、パリ控訴院に訴えることができる。ただし、不服申立自体には原則として決定を停止する効力はない。	(仲裁) ・仲裁案は公益事業委員会の決定を得た段階で強制力を有する。 ・ただし、仲裁案が提示された後に、案と異なる内容で当事者間の合意をすることは妨げられない。 ・仲裁内容に不服がある場合には、公益事業委員会に再審査を申し立てることができ、また、連邦地方裁判所に提訴することができる。	(決定) ・FCCによる決定に不服がある場合には、FCCに再審査の申立を行うか、連邦地方裁判所に提訴することができる。	(裁定) ・裁定の送達後60日以内に民事訴訟を提起することができる。 ・裁定の送達後60日以内に訴訟が提起されない場合には、当事者間に裁定内容と同一の合意が成立したものとみなされる。
紛争処理件数	(Ofcomによる裁定) ・2006年10月1日から2008年3月31日までの1年6ヶ月間で紛争案件として316件が申請され、そのうち257件を却下、審理中に31件を却下、最終的に24件が受理され調査対象となった。 注：紛争としてカウントしている事案の範囲は各国によって異なる。	・2004年以降、26件(うち案件が受理され、委員会の聴聞対象となったものは8件)。	(不明)	(非公式の調停) ・年に40件程度。 (決定) ・年に25件程度。 なお、近年は、申立件数は減少傾向にある。	(裁定) ・2003年～2007年の5年間、事業者間紛争の裁定事例は2件。
紛争処理期間	(Ofcomによる裁定) 4ヶ月以内に処理をするよう規定されている。	・決定までに4ヶ月間	・委員会は、当事者間で接続等の交渉要請が行われた日から9ヶ月以内に未解決論点の解決を行わなければならない。 (カリフォルニア州では大型案件の場合、13ヶ月から14ヶ月かかったケースがある。)	(非公式の調停) ・ケースバイケース。 (決定) ・11ヶ月以内に決定草案(ドラフト)を決定、新規のコモンキャリアからの申出の場合、多くは1年以内に解決。	(裁定) ・裁定を申請した日から原則として60日以内に裁定を行うが、委員会の議決により30日間までの延長が可能。

電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）

年 月	電気通信事業紛争処理委員会の出来事		委員会に関連する主な出来事
平成13年 (2001年)	11月 電気通信事業紛争処理委員会発足（香城委員長・森永委員長代理選任） 運営手続の整備（電気通信事業紛争処理委員会運営規程の決定） 紛争処理マニュアルの策定（「IT時代の公正な紛争解決に向けて」）	6月	電気通信事業紛争処理委員会の設置を定める「電気通信事業法等の一部を改正する法律」の成立
平成14年 (2002年)	1月 あっせんによる初の紛争解決		
	2月 コロケーションのルール改善について、総務大臣に勧告		
	4月 総務大臣に初めての年次報告提出		
	11月 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備について、総務大臣に勧告		
平成15年 (2003年)	6月 「競争環境の変化と電気通信事業者間紛争」の公表	7月	「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律」の成立（平成16年1月施行） 仲裁法の成立（平成16年3月施行）
	10月 仲裁手続の整備（電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の決定）	8月	
平成16年 (2004年)	5月 英語版ウェブページの開設	12月	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成19年4月施行）
	11月 第二期目の活動開始 あっせん・仲裁手続の改善（あっせん・仲裁委員の欠格事由の具体化、答弁書の提出期間の指定、代理人・補佐人の規定整備など、運営規程・仲裁準則の改正）		
	12月 「第一期3年間を総括して」の公表 「電気通信事業紛争処理相談窓口」の開設		
平成17年 (2005年)	4月 「諸外国の紛争処理制度の比較」とりまとめ		
平成18年 (2006年)	6月 「電気通信事業者」相談窓口の開設	9月	総務省「新競争促進プログラム2010」公表
	10月 「電気通信事業における紛争処理等の将来像」の公表 ウェブページのリニューアル実施		
平成19年 (2007年)	2月 森永委員長・田中委員長代理選任	9月	総務省「モバイルビジネス活性化プラン」公表
	11月 MVNOの参入促進のための環境整備について、総務大臣に勧告 第三期目の活動開始（龍岡委員長・坂庭委員長代理選任）	12月	無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁制度の創設を含む「放送法等の一部を改正する法律」の成立（平成20年4月施行）
平成20年 (2008年)	2月 パンフレットの作成・配付		
	4月 無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁制度の開始 ウェブページのリニューアル実施		
	11月～		
平成21年 (2009年)	2月 全国10箇所にて委員会地方説明会開催		